

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋天井クレーン点検において、走行用リミットスイッチに損傷が認められたため、当該リミットスイッチを交換	GⅢ	
2	2号機	原子炉建屋天井クレーンの使用前点検において、補巻装置の下降及び上昇時に異音が認められたため、当該補巻を点検・修理	GⅢ	
3	3号機	サブドレンポンプ（No. 30）の排水先側溝より溢水が認められたため、原因調査及び点検・修理	GⅢ	
4	3号機	第24回定期検査における点検実績確認において、点検対象としていた計算機用検出器の電源装置について未点検であることが確認されたため、当該装置を点検及び対応検討	GⅡ	
5	4号機	高圧注水系ポンプ駆動用タービンの蒸気案内羽根の浸透深傷検査において、車室上半部に指示模様（1箇所）が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
6	4号機	雑固体廃棄物の常設集積所において、線量当量率が投棄基準（1mSv/h）を超過している廃棄物が認められたため、当該廃棄物を回収及び対応検討	GⅡ	3月3日再審議にて グレード変更 GⅢ→GⅡ
7	4号機	所内通信設備の炉心スプレイ系ポンプ（A）室ページング装置に通話不良が認められたため、当該装置を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	制御棒駆動機構駆動水流量調整弁（A・B）の点検において、弁部品に浸食が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
9	5号機	復水補給水タンク温度調整弁駆動部の漏えい確認において、判定値外れが認められたため、当該弁駆動部を点検・修理	GⅢ	
10	5号機	主蒸気止め弁（No. 1、2、3）の各ストレーナの浸透深傷検査において、ストレーナ溶接部の一部に指示模様が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
11	5号機	主高圧タービン車室（上下半）の浸透探傷検査において、車室内面の溶接線に指示模様が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
12	5号機	主低圧タービン（C）内部車室（下半）の浸透探傷検査において、車室内面の溶接線に指示模様が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
13	5号機	主低圧タービン（B）内部車室（下半）の浸透探傷検査において、車室内面の溶接線に指示模様が認められたため、当該部を修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	サービス建屋1階の放射線管理区域作業服ストックヤード室の天井より水の滴下（30秒間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、原因調査後、点検・修理	G III	
15	5号機	原子炉建屋5階燃料交換室の入口扉に施錠不良が認められたため、当該扉鍵を修理	G III	
16	6号機	原子炉冷却材浄化系熱交換器室の監視カメラ盤より異音（補助リレーと推定）が認められたため、調査後、対応検討	G III	
17	集中環境施設	廃棄物処理冷却系薬剤入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
18	集中環境施設	放射性廃液濃縮系床ドレン濃縮器加熱器蒸気入口ラインフランジ部に水（凝縮水）のにじみ（床面への漏えいなし）が認められたため、原因調査後、対応検討	G III	
19	集中環境施設	集中環境施設再生廃液循環水エジェクタの点検計画（点検周期）に誤りがあり、点検の逸脱が認められたため、対応検討	G II	
20	その他	海生物処理設備汚泥切出装置（B）が過負荷により自動停止したため、調査後、対応検討	G III	
21	その他	屋外設置の低圧電動機5台の点検計画（点検周期）に誤りがあり、点検の逸脱が認められたため、対応検討	G II	